

西日本豪雨において被災された学生の皆さん

学生部長

西日本豪雨災害に伴う授業料等減免について

本学では、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨により被災した学生の経済的負担を軽減し、学業を継続する機会の確保を図るために、下記のとおり授業料等減免の特別措置を講じます。

該当する学生で、この特別措置を希望する場合は、下記のとおり所定の手続きを行ってください。審査により授業料等減免を決定します。

記

1. 対象者

西日本豪雨により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の学部生および大学院生（科目等履修生及び研究生等を除く）で以下のいずれかの要件に該当する場合

- (1) 被災地に居住する家計支持者が亡くなられた、または、行方不明になられている場合
- (2) 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊した場合
- (3) 家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする場合
- (4) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- (5) 家計支持者の勤務先が倒産または失職等により家計状況が著しく悪化した場合

2. 特別措置内容

平成 30 年度第 2 期（後期）の授業料および教育充実費の範囲内で減免します。

なお、第 2 期（後期）の授業料等を既に納入済みの場合は、授業料等減免が決定すれば返還します。

3. 申請期間

平成 30 年 8 月 6 日～12 月 26 日

4. 申請書類

- (1) 平成 30 年 7 月西日本豪雨に伴う経済支援申請書
- (2) 大規模災害における授業料等減免願書
- (3) 死亡診断書
- (4) 罷(被)災証明書

申請期間に罷(被)災証明書の発行が間に合わない場合でも、申請を受け付けます。

なお、罷(被)災証明書が発行され次第、提出してください。

- (5) 家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書
- (6) 家計支持者の源泉徴収票または所得証明書（収入の増減を証明できる書類等）
- (7) 学費等納入金返還願

5. その他

この授業料等減免の適用は、罷(被)災等の規模や罷(被)災に伴う家計状況の変化を審査し、決定します。

なお、被災状況により減免の適用を受けられない場合があります。あらかじめご承知おきください。

6. 提出および問合せ先

学部生	：	学生課奨学金係	☎092-871-6631 内線 2654・2656
大学院生	：	大学院事務課	☎092-871-6631 内線 2912・2913
法科大学院生	：	法科大学院事務室	☎092-871-6631 内線 4811・4812

以上